

資料提供年月日	令和3年2月10日	
問い合わせ先	課名	総務法制企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 山本 副主査 栗尾

広 報 連 絡

<市長記者会見資料>

1 件 名

令和3年2月定例岡山市議会提出の主な議案(予算を除く。)について

- ・岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について(甲第22号議案)
岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について(甲第23号議案)
- ・岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(甲第32号議案)

担当課名	区政推進課
担当者名	課長 山本 泰弘 課長補佐 敷田 孝浩
連絡先	803-1033 内線 3750

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(甲第22号議案)

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(甲第23号議案)

1 改正理由

現在、提供中の「コンビニ交付サービス¹」の利用を一層促進し、市民の利便性向上と市の窓口の混雑緩和（密の回避）を図るため、当該サービスの交付手数料を、市窓口での交付手数料より100円引き下げようとするもの。

2 改正の概要

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例及び岡山市証明事務等手数料条例で定める交付手数料のうち、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（一部）事項証明、戸籍の附票の写し、市県民税 所得・課税証明書について、コンビニ交付サービスの場合、以下に示すとおり、それぞれ100円ずつ引き下げるもの。

【コンビニ交付サービスの場合】

交付対象	住民票の写し 印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し 市県民税 所得・課税証明書 戸籍全部（一部）事項証明書	300円（変更前）⇒ 200円（変更後）
		450円（変更前）⇒ 350円（変更後）

3 施行期日

令和3年9月1日

¹ マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）による証明書交付サービス

記者会見資料

担当課名	介護保険課
担当者名	課長 江口 課長補佐 原
連絡先	803-1242 内線：5780

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (甲第32号議案)

1 改正理由

介護保険料の額は、介護保険法に基づいて3年ごとに介護サービスの見込量及びサービス必要量の確保のための方策等を定める「介護保険事業計画」を基に決定されます。

今回の条例改正は、令和3年度から令和5年度までの岡山市第8期介護保険事業計画の策定に伴い、その間の介護保険料の額を定めようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 第1号被保険者（65歳以上の方）に係る介護保険料基準額（月額）を現行の6,160円から6,640円に改定します。
- (2) 第7期と同様に保険料段階が第1段階から第3段階の市民税非課税の方に対し、国基準に基づいて保険料の軽減を行います。
- (3) 所得の額による介護保険料区分を新設することなどにより、負担能力に応じた保険料体系にします。

3 施行期日

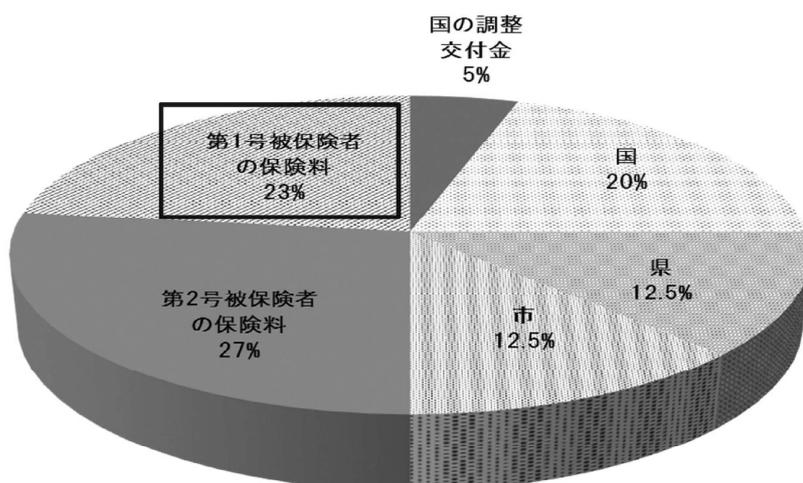
令和3年4月1日

第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険料について

給付費の財源構成

○介護保険事業に必要な費用は、公費（国、県、市）と、65歳以上の第1号被保険者の保険料、40～64歳の第2号被保険者の保険料で負担する

○第8期における第1号被保険者の保険料の負担割合は、23%



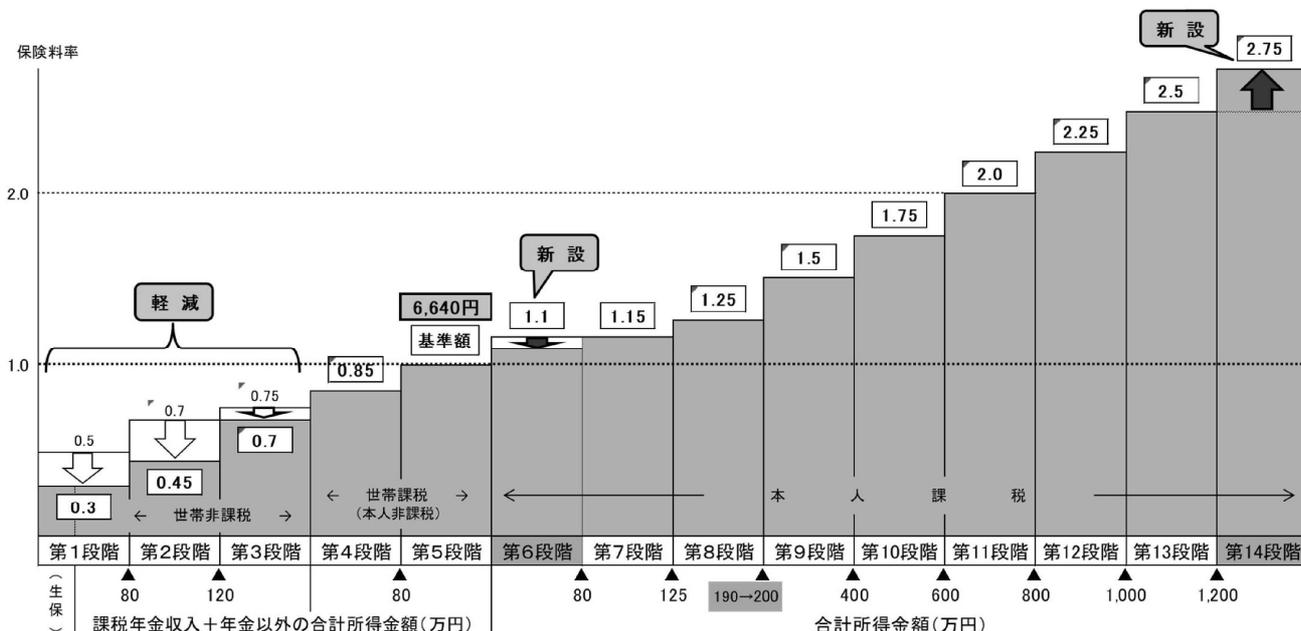
第8期の保険料額

- 第1号被保険者の介護保険料は、3年の計画期間中に必要な費用を見込み、所得段階別に保険料額を設定します。
- 介護保険法施行令では、標準となる保険料の段階設定（9段階）を定めており、また、自治体が各段階の保険料率（基準額に掛ける乗率）や市民税課税層の所得段階を弾力化して設定できることを規定しています。

○介護保険料基準額（月額）を現行の6,160円から6,640円に改定します。

○第7期と同様に、第1段階～第3段階については、国の基準に基づき保険料を軽減します。

○負担能力に応じた保険料体系とするため、現行の12段階から14段階に変更します。



第8期介護保険料段階区分（令和3年度～令和5年度）

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額 (月額)
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者	基準額 ×0.3	23,904円 (1,992円)
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.45	35,856円 (2,988円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が120万円を超える	基準額 ×0.7	55,776円 (4,648円)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.85	67,728円 (5,644円)
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円を超える	基準額	79,680円 (6,640円)
第6段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が80万円未満	基準額 ×1.1	87,648円 (7,304円)
第7段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が80万円以上125万円未満	基準額 ×1.15	91,632円 (7,636円)
第8段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額 ×1.25	99,600円 (8,300円)
第9段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額 ×1.5	119,520円 (9,960円)
第10段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	139,440円 (11,620円)
第11段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 ×2.0	159,360円 (13,280円)
第12段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.25	179,280円 (14,940円)
第13段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.5	199,200円 (16,600円)
第14段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が1,200万円以上	基準額 ×2.75	219,120円 (18,260円)

※ 介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額で、医療費控除、扶養控除等の所得控除前の金額）から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額。